

# HEART COMMUNICATION

高田総合会計事務所 事務所通信 vol.12  
2013年 新春号  
〒602-8048 京都市上京区西大路町 137-3  
TEL.075-451-7766 FAX.075-432-2127  
URL <http://www.takadakaikai.co.jp>  
E-mail [info@takadakaikai.co.jp](mailto:info@takadakaikai.co.jp)

## 副所長年頭所感

新年、明けましておめでとうございます。

皆様方におかれましては、2013年の新春をお健やかに迎えになり、心よりお慶びを申し上げます。

さて、2012年を振り返ると、社会的には東日本大震災後の原発問題から年末の衆議院選挙まで非常に慌ただしく過ぎて行ったという感じが致します。先行き不透明な、気分的に閉塞感に包まれていた昨年でしたが、新年を契機に好転することを願ってやみません。

しかしながら我々経営者、特に製造業の方に多大な影響を及ぼすであろう電力問題については、一筋縄では解決ができない様相です。関西電力は本年4月1日以降の電力料金を11.88%~19.23%値上げすると経済産業大臣に申請致しました。電力コスト負担が2割近く増加するという事は、企業経営を根本から見直さなければ立ち行く筈がありません。

今日の日本経済の発展は、世界経済の発展とともに右肩上がり築き上げられました。その中で、インフラの構築が果たしてきた役割は非常に大きなものです。ただ、原子力発電所が事故を起こし、今まで安全面を主張してきたものがガラガラと崩れてしまうなか、また、公益公共設備に莫大な赤字国債を発行してまで資本を投下してきたツケが残る現在の日本社会をひとことで安全で裕福な国家ということができるのでしょうか。

様々な国家予算の中で、真に国民のことを考えたものだけを残そうと各事業が仕分けされてきました。国家財政事情を知った国民が危機感を覚えてそれを望んだのです。しかし、十分にそれがなされなかったというのが現状でしょう。限られた歳入が本当に必要な歳出に充てられることを国民は望んでいます。政治家を選ぶのは国民です。川は上流が汚れていけば下流も汚れてきます。選挙を考えると、国民が上流で政治家が下流でしょう。国民一人一人が日本の現状を真摯に受け止め、周囲の人のことを考え、配慮し、真剣に日本の明日を考える時が来たのではないのでしょうか。

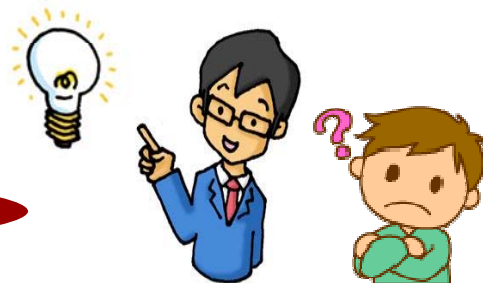
平成25年のNHK大河ドラマは『八重の桜』です。主人公の山本八重は会津藩の「ならぬことはならぬもの」という理屈ではない強い教えにより、私欲で道理を曲げない人に育ちました。我々もこの大変革時代に、自分のことだけを考えるのではなく、周囲のことを気遣える、人として大切なことを再確認できれば、不透明な今日にも打開策が見いだせるのではないのでしょうか。

我々を取り巻く環境は非常に厳しい中ではございますが、新たなことに挑戦し、何かを得られるように取り組んでいく所存でございます。本年も何卒宜しくお願いいたします。

(高田直浩)

会計・税務の「？」にお答えします。

# 教えて！タカダくん



タカダくん      あきんどくん

今回のテーマ：税務調査が変わる！！??

**あきんど：** 平成25年から税務調査が変わるって聞いたけど、ホントかい？

**タカダ：** そうだね、平成23年に国税通則法等の改正がされたのに伴って、平成25年1月1日以後に開始する調査から新しい税務調査手続きが適用されるんだ。

**あきんど：** どう変わるの？

**タカダ：** 今まででは明文化した規定はなかったので、変わるというより新しくできてきたことかな。

去年の10月以後に開始する調査から先行的に取り組みが始まっているので、税務署から調査開始の連絡が直接入ってびっくりしたっていう人もいるよ。

**あきんど：** えー！ タカダくんに申告を頼んでいるのに税務署から直接連絡が入るの？

**タカダ：** そうだよ。納税義務者と僕たち税務代理人の双方に通知されることになったからね。

**あきんど：** へーそうなんだ。税務署から電話があったらドキドキするね。

**タカダ：** もしも税務署から調査開始の連絡があったら税務代理人である僕を通じて通知を受けることで差支えがないって言うてくれたらいいよ。事前通知事項が11項目もあるので覚えるだけでも大変だからね。

**あきんど：** うん、了解。よろしく頼むよ。

**タカダ：** それから、調査開始前に相当の時間的余裕を置いて事前通知されるのが原則なんだけど、事前通知をすることで正確な事実の把握を困難にしたり調査に支障があると判断した場合は、事前通知なしに税務調査ができるようになったんだ。なので、いつ調査に来られてもいいように日頃から記帳や現金残高の照合はしておいてね。

**あきんど：** あらかじめ調査の日がわかってたら、資料を仕舞いこんで目に触れないようにしたりすることができるからね。うちは何もやましいことはしてないから大丈夫だけどね。

**タカダ：** 他には、税務調査が終わって修正申告をしたり、その時は修正事項が何もなかった場合でも、後日新たに得られた情報でおかしいってことになることと再調査されることもあるよ。

**あきんど：** なんだかすごく厳しくなったね。寝られなくなりそうだよ。

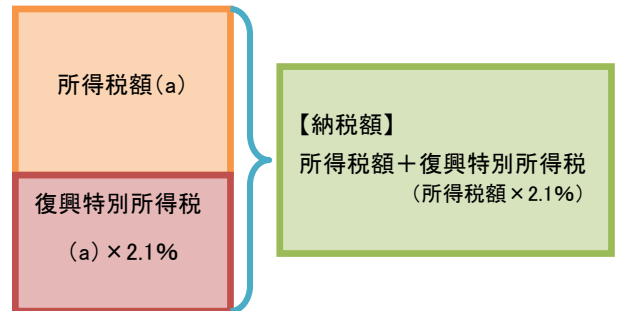
**タカダ：** きちんとした申告をしていれば大丈夫だよ。

## 復興特別所得税が始まりました。

東日本大震災から約 2 年が経過し、復興に向けて様々な活動が少しずつ動き始めています。税制についても平成 24 年 4 月 1 日以降開始事業年度から 3 年間にわたり復興特別法人税が導入され、従来の法人税額の一割に相当する額が復興特別法人税として課されています。また平成 25 年 1 月からは復興特別所得税の課税がスタートしています。そこで今回は、その復興特別所得税の概要と実務上の注意点についてご説明いたします。

### ■ 概要

復興特別所得税は、**平成 25 年 1 月 1 日から平成 49 年 12 月 31 日までの間(25 年間)**に生ずる所得について**所得税額の 2.1%**を納税します。復興特別法人税と比較すると、税率は復興特別所得税の方が低いのですが、増税期間は長期間になります。また、この増税によって国全体で年間 3,000 億円の増収になると予想されています。(25 年間で 7.5 兆円の増収)具体的には、所得税を年間 10 万円納めている方の場合、平成 25 年からは、 $10 \text{ 万円} \times 102.1\% = 102,100 \text{ 円}$ となり、年間 2,100 円の増税となります。



**復興特別所得税は給与所得や利子所得、配当所得、譲渡所得(不動産などの売買)など、ほとんどの所得に対して適用されます。**

### ■ 実務上の注意点

特に注意して頂きたいのは給与計算です。**平成 25 年 1 月分の給与から徴収する所得税が復興特別所得税の導入により増加します。**(20 万円の給与の場合、月々約 100 円増加します。)それに伴い、給与計算を給与ソフトで計算されている方は、新しい税制に対応した給与ソフトに更新をする必要があり、国税庁の「給与所得の源泉徴収税額表」をご使用の方は、平成 25 年度用をご使用いただくことになります。(既に平成 25 年度用がホームページ等で公開されています。)また、銀行からの預金利息や税理士、司法書士や保険外交員、デザイナーなどへの報酬といった従来源泉徴収の対象となっている料金についても、復興特別所得税が導入されるため、実際の支払時や会計処理についても注意が必要になってきます。

#### □ 預金利息 1,000 円(所得税 15%・地方税 5%)の場合

平成 24 年までは、所得税 150 円・地方税 50 円が源泉徴収され、口座への入金額は 800 円でしたが、平成 25 年からは、所得税(復興特別所得税を含む)153 円・地方税 50 円が源泉徴収され、入金額は 797 円になります。

#### □ 税理士への報酬 105,000 円(消費税込み)の場合


平成 24 年までは、源泉徴収税額が 10,000 円となり、支払額は 95,000 円でしたが、平成 25 年からは、源泉徴収税額(復興特別所得税を含む)が 10,210 円となり、支払額は 94,790 円になります。

また、国税である所得税のほか、地方税である**個人住民税(道府県民税・市町村民税)**においても、**平成 26 年度から平成 35 年度までの間(10 年間)、均等割の税額が年額 1,000 円引き上げられることとなります。**

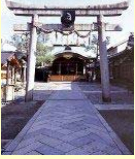
復興特別税について、ご不明な点等がある場合は、弊社担当者までご相談下さい。

# 新春京都探訪

今回ご紹介するのは、おめでたい新春にふさわしく「都七福神めぐり」です。七福神信仰は室町時代に京都で最初におこり、それが次第に日本各地に広がっていったといわれています。京都にはいくつか七福神めぐりがございますが、今回は日本最古の「都七福神めぐり」をご紹介します。



**系びす神**  
**恵美須神社**  
**商売繁盛**  
「京の系べっさん」として京都の人々から親しまれている神社です。  
東山区大和と大路通四條下ル小松町 125  
京阪電車 祇園四條駅下車 徒歩約6分  
阪急電車 河原町駅下車 徒歩約8分




**大黒天**  
**松ヶ崎大黒天**  
**開運招福**  
「妙法」の送り火で知られる松ヶ崎東山「法」の下にあるお寺です。  
左京区松ヶ崎東町 31  
叡山電車 修学院駅下車 徒歩約10分  
地下鉄烏丸線 松ヶ崎駅下車 徒歩約20分





**毘沙門天**  
**東寺**  
**七福即生**  
国宝の五重塔は高さ55メートルで、わが国最高の高さを誇っています。  
南区九条町1  
近鉄電車 東寺駅下車 徒歩約10分  
JR 京都駅下車 徒歩約15分



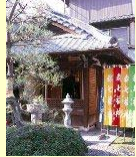


**弁財天**  
**六波羅蜜寺**  
**福德自在**  
空也上人像、平清盛公坐像など平安、鎌倉時代の優れた彫刻のあるお寺です。  
東山区松原通大和と大路東入2丁目轆轤町 81-1  
京阪電車 清水五条駅下車 徒歩約7分  
市バス 清水道下車 徒歩約7分



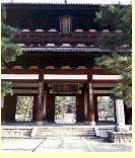

**福祿寿神**  
**赤山禅院**  
**延寿福楽**  
京都の表鬼門にあり、拝殿屋根には瓦彫の神猿がおり、京都御所を見守っています。  
左京区修学院開根坊町 18  
叡山電車 修学院駅下車 徒歩約15分  
市バス 修学院離宮道下車 徒歩約15分

**寿老神**  
**行願寺 (葎堂)**  
**不老長寿**  
寿老人像は桃山時代の作とされ、秀吉が万人快楽のため、祀ったと伝えられています。  
中京区寺町通竹屋町上ル行願寺門前町 17  
京阪電車 神宮丸太町駅下車 徒歩約10分  
市バス 河原町丸太町下車 徒歩約2~3分

**布袋尊**  
**萬福寺**  
**諸縁吉祥**  
祀られている布袋尊は日本最古のもので、傑作といわれています。  
京都府宇治市五ヶ庄三番割 34  
JR・京阪 黄檗駅下車 徒歩約5分



「都七福神めぐり」の7寺社に参拝の際には、宝船の大護符（色紙）に御宝印をもらいます。7寺社の朱印を集めると「七難即滅・七福即生」と言われ、七つの災いが消えて、七つの幸福が授かるそうです。  
ぜひ一度足を延ばして冬の京都を散策されてみてはいかがでしょうか。



高田総合会計事務所

2013年1~3月

## 事務所休業日及び税務カレンダー

※赤字の日が事務所休業日です

1月

日	月	火	水	木	金	土
		1	2	3	4	5
6	7	8	9	10	11	12
13	14	15	16	17	18	19
20	21	22	23	24	25	26
27	28	29	30	31		

- 1日 元日
- 14日 成人の日
- 10日 源泉所得税の納付※
- 31日 給与支払報告書、支払調書の提出  
固定資産税の償却資産に関する申告  
11月決算法人の確定申告  
5月決算法人の中間申告

2月

日	月	火	水	木	金	土
					1	2
3	4	5	6	7	8	9
10	11	12	13	14	15	16
17	18	19	20	21	22	23
24	25	26	27	28		

- 1日 贈与税の申告スタート（~3/15）
- 11日 建国記念日
- 18日 確定申告スタート（~3/15）
- 28日 12月決算法人の確定申告  
6月決算法人の中間申告

3月

日	月	火	水	木	金	土
					1	2
3	4	5	6	7	8	9
10	11	12	13	14	15	16
17	18	19	20	21	22	23
24 31	25	26	27	28	29	30

- 15日 平成24年度所得税の確定申告期限  
所得税確定損失申告書の提出期限  
確定申告税額の延納の届出書の提出締切（延納期限 5/31）  
個人の青色申告の承認申請期限  
贈与税の申告期限

20日 春分の日

- 4月1日 個人事業者の平成24年分の消費税の確定申告期限  
1月決算法人の確定申告  
7月決算法人の中間申告

10日 源泉所得税の納付※  
6か月ごとの納期の特例の場合は前年7~12月分を、1月21日までに納付。(20日休日の為)  
今年より「納期限の特例」制度は廃止され、「納期の特例」適用者は一律1月20日の納付となります。